

「雇用保険失業等給付金受給」について

雇用保険の失業等給付金の目的は、受給者自身が早く適職を得て就職することと、その失業中の生活の安定を図ることにあります。

失業等給付金を受給期間中は、被保険者の収入によって主として生計が維持されているとは判断しがたく、失業等給付金によって生活が保障されているといえますので被扶養者とは認められません。しかし、自己都合による退職の場合で失業等給付金を受けるまでの待期期間及び給付制限期間中(出産のため延長等)は失業等給付金を受けられないので受給開始までの間、被扶養者になることが可能です。

よって、失業等給付金を受けるまでの待期期間及び給付制限期間のみの扶養認定を希望される場合は下記のとおり申請手続きを行ってください。

また、失業等給付金の受給を開始したときには、下記2の書類を速やかにご提出ください。

1. 失業等給付金受給開始までの待期期間(給付制限・延長中等含む)の扶養を申請する場合

【提出書類】 *下記(1)(2)(4)はホームページからダウンロードできます。

- (1) 「雇用保険失業等給付金受給に関する誓約書」
- (2) 「健康保険被扶養者(異動)届」
- (3) 「雇用保険受給資格者証」の写し

*延長の場合(延長中を含む)は「雇用保険受給期間延長通知書」または「離職票1・2」の写し

- (4) 「被扶養者現況届」
- (5) 「世帯全員の住民票」

2. 受給開始後、速やかに「雇用保険失業等給付金受給状況確認書」(提出用)をご提出ください。

【提出書類】

- (1) 「雇用保険失業等給付金受給状況確認書」(提出用)
- (2) 上記(1)に記載した事実を証明する書類 *各項目ごとに必要書類が異なっております。

<提出にあたっての留意点>

- ◆受給開始後、速やかにご提出ください。
- ◆提出内容によっては、追加書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。
- ◆上記「確認書」が未提出の場合は、被扶養者資格がないものと判断し、削除することがあります。

お問い合わせ先

業務課 03-3343-2803(直通)

雇用保険失業等給付金受給に関する誓約書

(被保険者氏名)

(被扶養者氏名)

私 _____ は、 _____ の雇用保険失業等給付金の受給

開始までの待期期間（給付制限・延長中等含む）の扶養認定を申請します。なお、一定額を超える基本手当日額(*)の受給を開始したときは、速やかに被扶養者異動届を提出し被扶養者資格の削除手続きを行うことをここに誓約します。

また、受給開始後は、受給状況確認のため速やかに別紙「雇用保険失業等給付金受給状況確認書」(提出用)等を提出いたします。

なお、別紙等未提出のため貴組合で受給状況の確認をとれない場合、被扶養者資格を削除されても異議申し立ていたしません。

(*) 一定額を超える基本手当日額とは、3,612 円以上（60 歳以上の方は 5,000 円以上）です。

平成 年 月 日

被保険者氏名 _____ ⑩

提出対象者:失業等給付金の待期間中等の理由により扶養認定を受けた方

提出時期:失業等給付金受給開始後、受給期間延長申請後

東京不動産健康保険組合 殿

「雇用保険失業等給付金受給状況確認書」(提出用)

- * ご記入いただいた内容については、被扶養者の資格確認以外の目的には使用いたしません。
- * 事実を偽った場合、未提出の場合は、遡って被扶養者資格が取り消されることがあります。
- * 提出書類の内容によっては、追加書類を求めることがあります。

(記入日) 平成 年 月 日

健康保険証 記号/番号	-		
被保険者氏名	Ⓜ	日中連絡がとれる 電話番号	

1. 扶養認定された家族(以下「認定対象者」)について

認定対象者氏名		扶養認定日	年 月 日
---------	--	-------	-------

2. 上記認定対象者の「雇用保険失業等給付金受給状況」について

下記該当箇所にレ点(チェック)をし、提出書類を添付のうえご提出ください。

- 認定対象者は、失業等給付金の受給を開始しておりますが、受給金額が扶養基準額(*)未満です。
<提出書類> 「雇用保険受給資格者証」(両面写) ※基本手当日額の記載があるもの
(*)扶養基準額とは、基本手当日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上の方は5,000円未満で、かつ基本手当日額に360日を掛けた額が被保険者の年収の1/2未満であること。
- 認定対象者は、受給期間延長のため失業等給付金を受給しません。なお、今後失業等給付金を受給し、上記扶養基準額以上の場合は「健康保険被扶養者(異動)届」を提出します。
<提出書類> 「雇用保険受給期間延長通知書」(写)または「離職票1・2」(写)の延長表示があるもの
- 認定対象者は、失業等給付金の受給を開始しており、上記扶養基準額以上のため被扶養者資格を削除します。
削除日(受給開始日)は 平成 年 月 日です。
<提出書類> 「健康保険被扶養者(異動)届」 ※事業主印が必要です
「雇用保険受給資格者証」(両面写) ※支給開始日の記載があるもの
「健康保険証」
※「健康保険被扶養者(異動)届」には事業主印が必要ですので、提出書類をそろえて会社経由でご提出ください
- 認定対象者は、失業等給付金を受給しません。
受給しない理由 ()